

保健衛生業 から

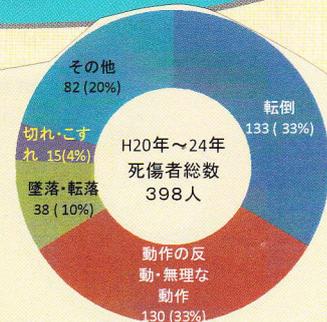
労働災害 をなくしましょう!!



保健衛生業で働く人のうち毎年80人前後の方が休業4日以上労働災害により被災しており、ここ5年間で25%程増加しています。

主な内訳は、建物や通路上での転倒災害、動作の反動・無理な動作がそれぞれ約33%、墜落・転落によるものが約10%となっています。

また、50歳以上の労働者による労働災害が6割弱を占めています。
(右図参照)



(労働者死傷病報告(休業4日以上)による。)

労働災害を防止するため、以下のことを実施しましょう

転倒災害の防止

- 1 通路は、滑りにくい材質のものにしましょう。
- 2 通路の段差を無くしましょう。
- 3 通路の水漏れはこまめに拭き取りましょう。
- 4 履物は滑りにくく、安定したものを履きましょう。

墜落・転落災害の防止

- 1 階段には、手すりや滑り止めを設けましょう。
- 2 踏み台、脚立は安定させて使用しましょう。
- 3 椅子や机を踏み台にするのはやめましょう。

針刺し災害の防止

- 1 注射器の針にキャップをかぶせる時は、キャップを手を持たず台に立てて行いましょう。
- 2 汚物等のごみを回収するときは、手でつままず、ごみハサミ等で行いましょう。

腰痛の防止

- 1 患者等を起こすときはできるだけ体に近づけて起こしましょう。
- 2 患者等を起こしたりするときは、無理をせず、複数で行いましょう。
- 3 中腰など無理な姿勢で長時間労働を行わないようにしましょう。
- 4 介護等を行う前に腰痛予防体操を行いましょう。

その他の対策

- 1 健康診断等を実施し、健康管理を十分行いましょう。
- 2 夜勤等を行わせる場合には、休憩時間、仮眠時間等を確保しましょう。
- 3 介護等で乗用車等を運転する場合は、交通ルールを遵守しましょう。



もう一度下記労働災害防止対策についてチェックを!!

- ① 安全衛生管理体制の確立
- ② リスクアセスメントの実施の促進
- ③ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施
- ④ 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- ⑤ 雇入れ時、作業内容変更時における安全衛生教育の徹底
- ⑥ 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- ⑦ 職場における腰痛予防対策指針に基づく対策の徹底
- ⑧ 「在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生管理規定」を活用した介護作業に係る労働災害防止対策の徹底

労働災害発生 のしくみを理解して 労働災害防止対策を実施しましょう!!



企業の管理責任

安全衛生管理上の欠陥

間接的原因

- ① 指揮命令権限が不明確
- ② 責任体制の不備（機械・設備の管理、点検、運転責任者等）
- ③ 機械・設備導入時の事前評価の不備
- ④ 安全衛生パトロール等の不備（未実施、問題点の未指摘等）
- ⑤ 施工計画・作業計画の不備
- ⑥ 作業マニュアルの不備
- ⑦ 作業主任者の未選任・職務の励行の不備
- ⑧ 安全衛生教育の不備
- ⑨ 連絡調整、打ち合わせ等の不備

直接的原因

- (1) 機械・設備、原材料等物自体の欠陥
機械の故障、設備不良などをいいます。
- (2) 安全設備等の欠陥
安全カバー、電気設備の絶縁の不良、未設置などをいいます。
- (3) 作業場所、物の置き方等の欠陥
安全通路が確保されていない、機械等の配置の欠陥、物の置き方、積み方などの欠陥をいいます。
- (4) 保護具・服装等の欠陥
保護具・服装、履物等を指定していない、手袋の使用を禁止していないことなどをいいます。
- (5) 作業環境の欠陥
換気設備、照明設備などの欠陥をいいます。
- (6) 自然環境、外的要因による欠陥
自動車等の飛び込み、大雨による洪水、強風などを要因とする欠陥をいいます。
- (7) 作業方法の欠陥
不適切な機械、工具等の使用、作業手順の誤りなどをいい、管理監督者の教育、指導、命令、指示が悪いためなど、主として管理上の欠陥に基づき、作業者の作業方法に欠陥がある状況をいいます。
- (8) その他及び分類不能

不安全・不衛生な状態

物的原因

人的原因

不安全・不衛生な行動

直接的原因

- (9) 安全装置等を取り外す
安全装置を取り外したり、調整を誤ることをいいます。
- (10) 安全措置等の不履行
機械等を不意に動かす、合図をせずに機械や物を動かす、物を放すことをいいます。
- (11) 不安全・不衛生な状態の放置
機械・装置等を運転したままその場を離れたり、機械・装置、工具、材料等を不安全または不衛生な状態で放置することをいいます。
- (12) 危険または有害な状態を作る
荷などの積み過ぎ、危険な物を混ぜ合わせるなどをいいます。
- (13) 機械等の指定外の使用
欠陥のある機械・装置、工具、用具を用いたり、指定以外の方法を使用することをいいます。
- (14) 運転中の機械・装置等の掃除、修理等
運転中の機械・装置、通電中の電気装置、危険物が入っている物の掃除、注油、修理、点検を行うことをいいます。
- (15) 保護具・服装の欠陥
保護具を使用しない、不安全な服装をすることなどをいいます。
- (16) その他の危険有害場所への接近
つり荷の下に入る、不安全な場所に乗ることなどをいいます。
- (17) その他の不安全・不衛生な行動
荷の中抜き、物を投げ渡す、不用意に走ることなどをいいます。
- (18) 運転の失敗
スピードの出し過ぎ等による運転ミスを行います。
- (19) 誤った動作
荷の持ち過ぎ、物の支え方の誤り、上り方、下り方の誤りなどをいいます。
- (20) その他及び分類不能

起因物
加害物

物
(環境を含む)

人
(第三者を含む)

接触

災害の発生

